

平成24年(ワ)第328号、平成
25年(ワ)第59号
志賀原子力発電所運転差止請求事件
原告 北野進ほか
5 被告 北陸電力株式会社

第56準備書面

- 有識者報告書の解説及び審査会合の経過・審議内容 -

2020年7月6日

10

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

第1 はじめに

15

本訴訟の核心は、原子力発電所施設直下の活断層の問題である。

そこで、本書面では、はじめに、施設直下の活断層について、複数の学識経
験者により分析・判断された、有識者報告書(甲A75)の結論部分を解説す
る。有識者報告書は、現在行われている原子力規制委員会の審査会合でも、審
査において重要な知見の一つとして扱われると明示されており、本訴訟におい
20 ても最重要証拠の一つである。

続けて、これまでの原子力規制委員会の審査会合(新規制基準適合性に係る
審査)の経過・内容などについて、同会合内での発言などを引用しつつ説明す
る。

25

第2 有識者報告書の結論部分の解説

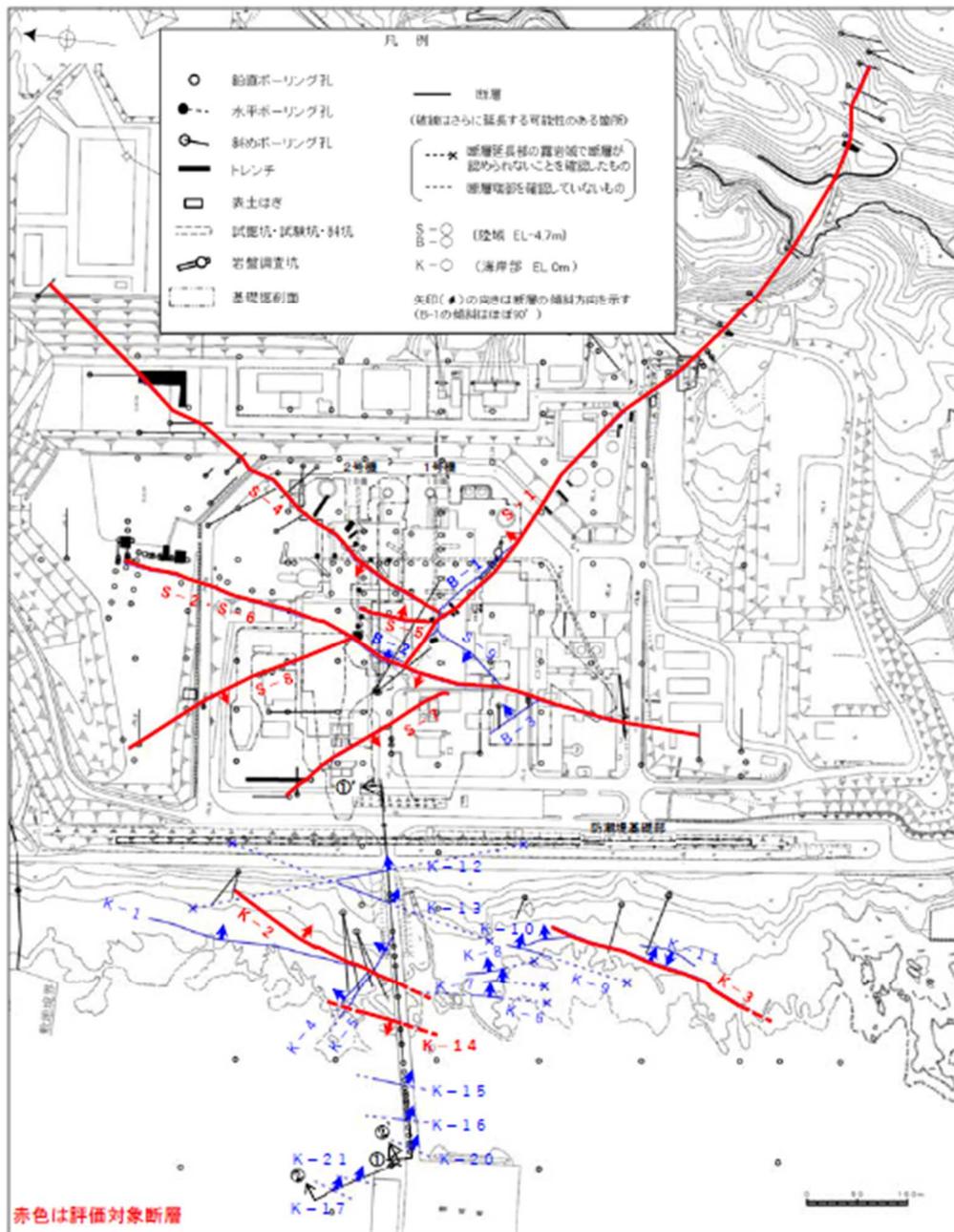
1 有識者会合

有識者会合は、原子力規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置された専門家チームであり、原発の現地調査・評価を行うことを目的とした、現地調査団である。

メンバーは、原子力規制委員会委員であり地質学を専門とする石渡明氏（当初は島崎邦彦氏であった。）をはじめ、関係4学会の推薦を踏まえて選定された、重松紀生氏（産業技術総合研究所、活断層・火山研究部門地震テクトニクス研究グループ主任研究員）、廣内大助氏（信州大学教授）、藤本光一郎氏（東京学芸大学准教授）及び吉岡敏和氏（産業技術総合研究所、活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ上級主任研究員）の計5名で構成された。「規制の虜」（Regulatory Capture）との批判もあった従来の原発行政に対する反省を踏まえ、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、かつ、これまでに個々の原子力施設の安全審査等に関わったことのない学識経験者がそれぞれ選定されたものである（甲A75）。

2 敷地内活断層の概要

志賀原子力発電所の敷地内には、次図の位置関係図（甲A82）のとおり、陸域で、S-1、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8の計6本の断層が、海域でK-2、K-3、K-4の計3本の断層が少なくとも存在し、最近の規制委員会の審査会合においても、評価対象断層とすることが確認されている。なお、審査会合の経過、審議内容等については、後述する。



K-18, K-19については地表付近まで連続しないため平面図には記載していない

平面図

3 S-1断層

(1) 活動性評価 (結論)

上記の敷地内断層のうち、S-1断層について、有識者報告書(甲A75。以下、単に「評価書」と称する場合がある。)では、下記のとおり結論づけた。

「S-1の北西部に位置する旧A・Bトレンチでは、既往スケッチ及び写真

等に基づく検討【図12～図25】から、MIS5eの海成堆積物堆積後に
変位したと解釈するのが合理的と判断した(1.1.(1)節)。また、旧A・
Bトレンチ近傍の岩盤調査坑では、S-1に右横ずれ逆断層で北東側が隆起
5 する運動方向が得られており【図34】、このことは旧A・Bトレンチにおけ
るS-1に沿う岩盤上面の段差で北東側が高まっていること、スケッチの記
事に「縦ずれ性条線が刻されている」との記載があること(1.1.(1)節)
と調和的である(1.3節)。…以上のことから、S-1の北西部については、
旧A・Bトレンチ既往スケッチ及び岩盤調査坑で確認された運動方向の情報
から、後期更新世以降に、北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈す
10 るのが合理的と判断する【図11、図45】。一方、駐車場南東方トレンチを
含めて、それより南東部については後期更新世以降の活動はないと判断する。
(評価書23～24頁。下線は原告ら代理人による。)

なお、ここでいう、「MIS5eの海成堆積物」とは、後期更新世初期の最
終間氷期最盛期、約12～13万年前に海で形成された堆積物のことをいう
15 (評価書7頁)。ちなみに、新規制基準において、その直上に耐震重要施設の
設置が認められていない「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更
新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等(規則の
解釈3条)のことをいう。

また、「逆断層」とは、圧縮力がはたらき、断層に沿って上盤側が下盤側に
20 対して乗りあがるような運動をした傾斜が45°以上の断層のことをいうと
される(狩野・村田ら「構造地質学」17頁、家・石橋ら編「フォトサイエ
ンス地学図録」54頁、岡口「きめる!センター地学I」42頁等による)。

(2) 理由「S-1の北西部に位置する旧A・Bトレンチでは、既往スケッチ及
び写真等に基づく検討から、MIS5eの海成堆積物堆積後に変位した」の
25 解説

ア 上記では、「S-1の北西部に位置する旧A・Bトレンチでは、既往スケ

ッチ及び写真等に基づく検討から、M I S 5 e の海成堆積物堆積後に変位した」とあるが、既往スケッチ及び写真等から、何が読み取れるのか。

イ この点、評価書中には、「旧A・BトレンチにおけるS-1の評価」として、次の説明がなされている。

「旧A・Bトレンチにおいては、4つの全ての壁面において、S-1に沿って岩盤上面にほぼ一様な段差が認められ、その段差沿い及び肩部分の岩盤には軟質な細粒部が存在する。岩盤上面はM I S 5 e の波食面であり、波食面に系統的な高度差が認められることは、岩盤上面がほぼ平坦に削剥された後に、S-1のずれによって段差が生じたことを示唆する。さらに、上位の堆積物の層理面は、全て南西側（S-1の段差と調和的な方向）に傾斜しており、一部の壁面を除けば段差直上において層理面の系統的な増傾斜も認められる。確かに、各々の壁面のみの状況を個別に見れば、S-1沿いの差別侵食及び堆積構造と解釈する余地もある。しかしながら、4つの全ての壁面において例外なく上記の構造が認められることを考慮すれば、旧A・Bトレンチでは、M I S 5 e の海成堆積物堆積後にS-1が変位したと解釈するのが最も合理的と判断する。なお、この解釈は、冒頭述べたように、現在は直接確認できない露頭の情報（既往スケッチ及び写真）に基づくものである。そのため、上記解釈が唯一無二のものであるとは考えないが、少なくとも既往スケッチ等から判断する限りにおいては、最も合理的な解釈である。S-1が上部更新統に変位・変形を及ぼしたとの解釈を明確に否定する根拠があるとは言えない。」（評価書13頁）

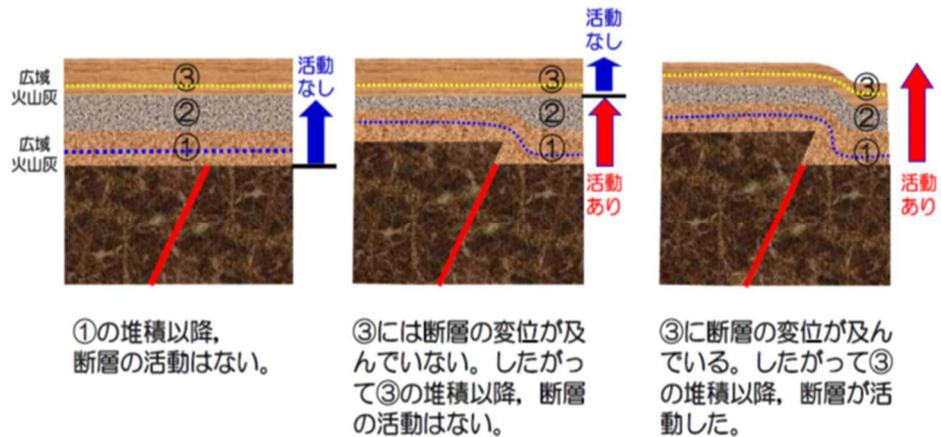
ウ 以下、若干、補足して説明する。

(ア) 地震とは、数十年から数万年という長期間にわたって地殻内に蓄えられた歪みが、断層という弱い部分から一気に解放される現象である。断層を挟んで両側にそれぞれ異なる向きの力が加わると、断層周辺の岩盤が徐々に歪み、その歪みが断層の強度に打ち勝った瞬間に岩盤が断層面

を境に一気にずれ動き、溜めていた歪みが地震動として放出されるのである（地盤工学会、日本応用地質学会、日本地震工学会編「活断層が分かる本」2頁等による）。

(イ) 地震によって現れた断層等のずれが累積すると、特徴的な地形が形成され、それを構成する地層にも変形が生じる。

そして、断層の上に堆積している地層（上載層）の変形を見れば、断層の活動性を判断することができる。下図のとおり、上載層に変形がない認められない場合は、上載層の堆積以降に断層の活動はなかったと判断することになる。上載層に変形が認められる場合は、上載層の堆積以降に断層が活動したと判断できる。



また、地盤がずれるのは、岩盤にかかる歪みが断層に集中し、それに沿って岩石が破断することが理由の一つとして考えられている。たとえば、レトルト食品のパックを思い浮かべると理解しやすい。パックは簡単に破れないように頑丈につくってあるが、パックの端には小さな切れ込みが入っている。これが断層に相当する。入っている切れ込みのおかげで、切れ込みの両側を持って引っ張ったとき、そこに「応力集中」を起こしてパックが破りやすくなるというわけである。

近傍で地震があれば、小さな断層であっても一緒にずれるのである。活断層の真上では、「ずれ」による被害が生じうることから、重要施設を

設置することは許されない。このことは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則3条3項、同規則の解釈3条、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイドなどに規定されている（原告第22準備書面。新規制基準の内容は評価書145頁以下にも記載あり）。

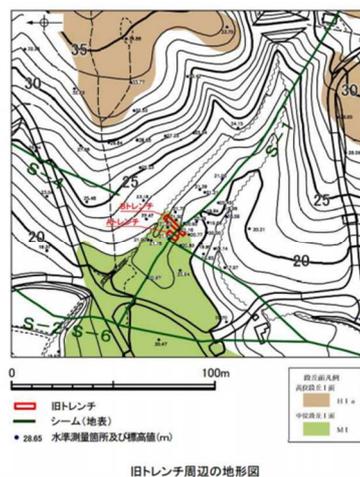
5

(ウ) さて、上記の「旧A・BトレンチにおけるS-1の評価」中、「岩盤正面にほぼ一様な段差が認められ」ること、「上位の堆積物の層理面は、全て南西側（S-1の段差と調和的な方向）に傾斜している」ことなどは、先に指摘した変形、特徴的な地形を示すものであり、断層の活動性を示す痕跡の一つである。

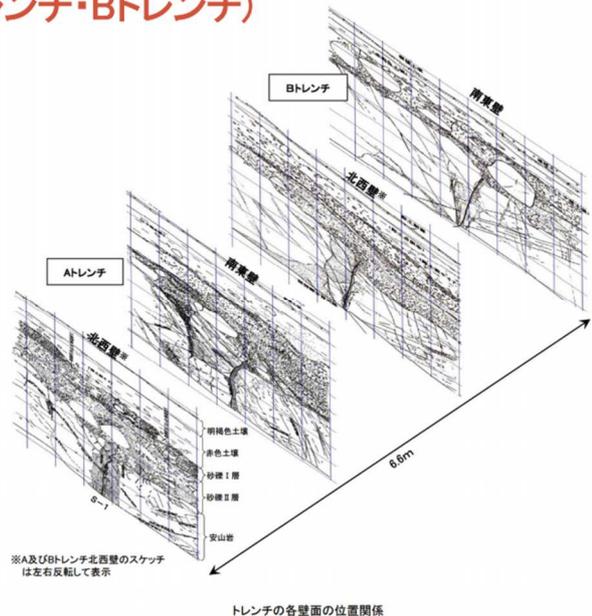
10

旧A・Bトレンチのスケッチを並べたものが下図(甲A69より引用)である。(旧A・Bトレンチの位置関係などについては、原告第22準備書面参照)

① S-1の活動性 (Aトレンチ・Bトレンチ)

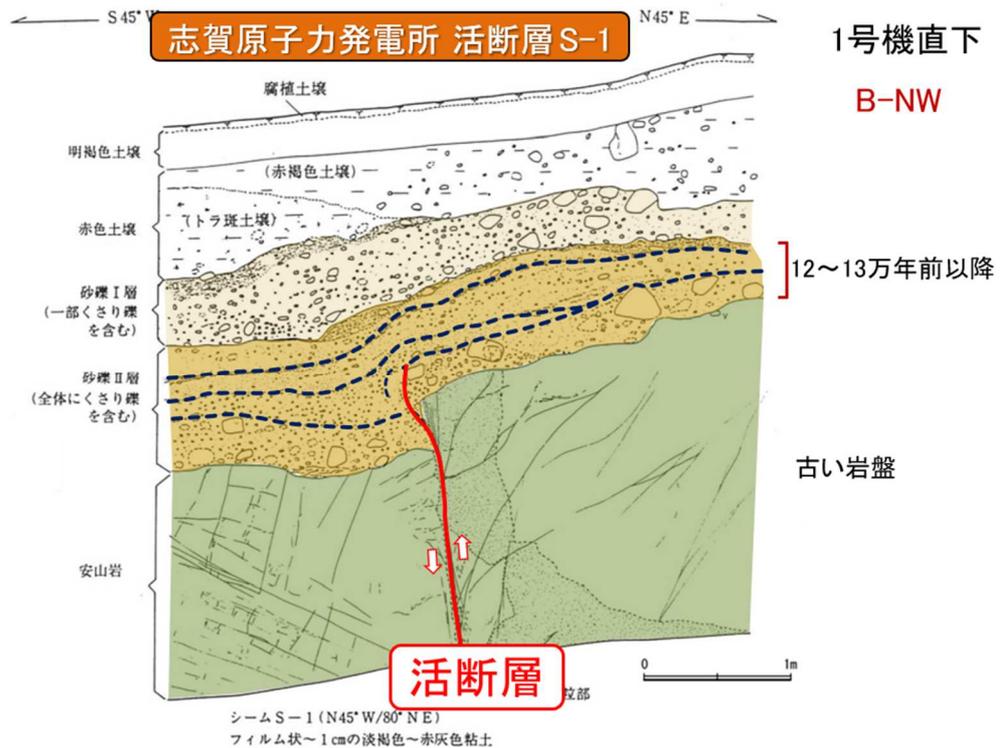


志賀現調6より引用



15

また、旧Bトレンチ北西面のトレンチスケッチに着色をしたのが、下図である。



(エ) さらに、「旧A・BトレンチにおけるS-1の評価」中の「岩盤には軟質な細粒部が存在する」ことは、断層運動によって岩層が破碎されたことを意味し、かつて断層運動があったことをうかがわせる（原告第35準備書面参照）。

また、「活動性評価」で指摘されたところの「縦ずれ性条線が刻されている」ことは、断層運動による摩擦によって擦り傷のような線状模様が形成されたことを示すものである（狩野・村田ら「構造地質学」20頁等による）。

4 S-2・S-6断層

(1) 活動性評価（結論）

上記の敷地内断層のうち、一連の断層であるS-2・S-6断層について、有識者報告書では、下記のとおり結論づけた。

「S-2・S-6付近の地形は、エリア5及びエリア2において、S-2・

S-6 通過位置の海側（西側）の方が高く、山側（東側）が低い特徴が認められる【図52、図53上の断面図】。S-2・S-6 付近の岩盤上面は、中位段丘 I 面形成時の波食面を示すと考えられ、初生的には海側へ緩やかに傾くと考えられる。しかしながらその高度は、エリア5では海側に高まりが認められ、高まり付近は造成のため岩盤上部が掘削・除去されているにもかかわらず、S-2・S-6 付近の No. 3 トレンチ位置よりも岩盤上面高度が高い【図52の断面図】。エリア4の岩盤上面は、S-2・S-6 付近で山側（東側）に向かって傾きを減じる【図53下の断面図】。また、No. 2 トレンチではS-2・S-6 に沿う明瞭な変位は認められないが、MIS5eの海成堆積物であるg層最下部に位置する礫質部の上面及び層理面が、ともに山側（東側）に向かって緩やかに傾斜している状況が認められた【図63】。これらのことは、S-2・S-6の地下延長部の断層が後期更新世以降に変位し、地表付近に海側（西側）隆起の変形を及ぼしたことを示唆する。さらにS-2・S-6の断層面は、N-SからNNE-SSW走向で西傾斜である【図81】。運動方向を示す条線の方位は主にNW方向の中角度（ 40° ～ 60° ）を示し、変位センスが確認できた場所はいずれも逆断層センスを示す。このことは、地形やトレンチ調査で認められた西側隆起の変形を示唆する情報と整合的である。またS-2・S-6の断層面の姿勢と運動方向は、能登半島地震の発震機構の震源断層と共役方向の節面に近い【図83】。このことから、S-2・S-6は現在の広域応力場でも動き得る断層であると考えられる。なお、S-2・S-6は深度65m付近以深に連続しないとする北陸電力の解釈には問題があり、深部まで連続する可能性は否定できない。以上を総合すると、S-2・S-6は、後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層として活動した可能性がある。この際、S-2・S-6の地下延長部の断層が活動し、地表付近の新第三系及び上部更新統に変形を及ぼしたものと判断する。ただし、一般には、地表付近に変形を及ぼした

断層が、将来、地表に変位を及ぼす可能性は否定できない。」（評価書 37～38 頁。下線は原告ら代理人による。）

(2) 理由「S-2・S-6 付近の地形は、エリア 5 及びエリア 2 において、S-2・S-6 通過位置の海側（西側）の方が高く、山側（東側）が低い特徴が認められる。S-2・S-6 付近の岩盤上面は、中位段丘 I 面形成時の波食面を示すと考えられ、初生的には海側へ緩やかに傾くと考えられる。しかしながらその高度は、エリア 5 では海側に高まりが認められ、高まり付近は造成のため岩盤上部が掘削・除去されているにもかかわらず、S-2・S-6 付近の No. 3 トレンチ位置よりも岩盤上面高度が高い。エリア 4 の岩盤上面は、S-2・S-6 付近で山側（東側）に向かって傾きを減じる。また、No. 2 トレンチでは S-2・S-6 に沿う明瞭な変位は認められないが、MIS 5e の海成堆積物である g 層最下部に位置する礫質部の上面及び層理面が、ともに山側（東側）に向かって緩やかに傾斜している状況が認められた。これらのことは、S-2・S-6 の地下延長部の断層が後期更新世以降に変位し、地表付近に海側（西側）隆起の変形を及ぼしたことを示唆する。」

の解説

ア まず、上記でいう「エリア 5」、「エリア 2」、「エリア 4」などの位置関係は、以下の図のとおりである。図の中央に横に並んだ 2 つの四角形が書かれた場所が、1 号機原子炉建屋、2 号機原子炉建屋の現在の位置である。

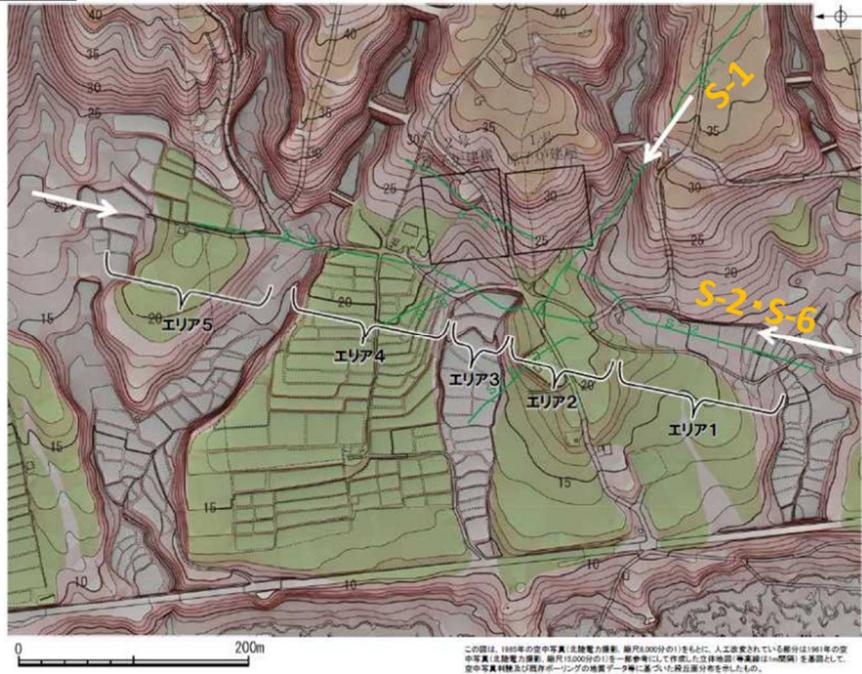
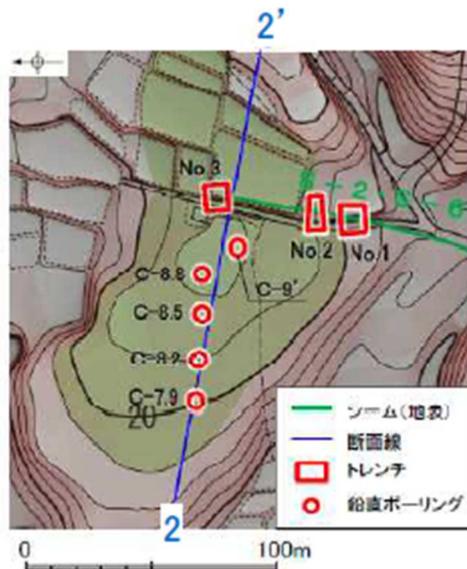
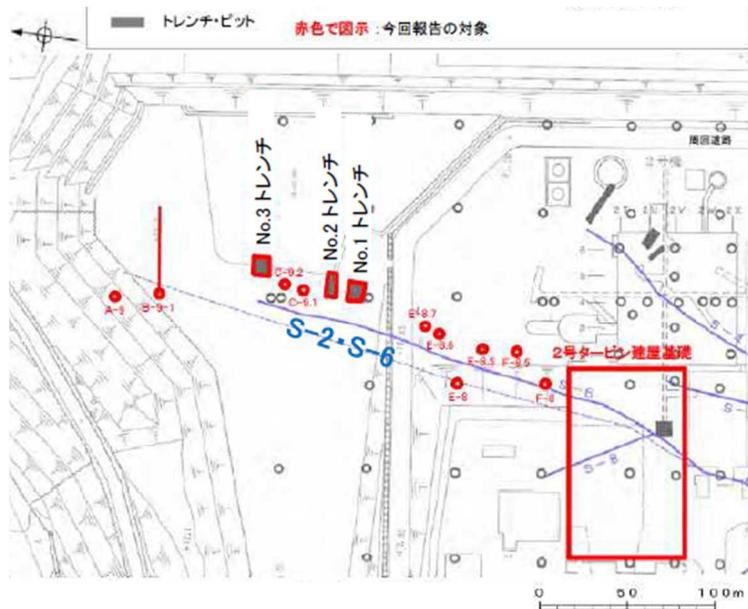


図28 S-1及びS-2・S-6と線状地形との関係

さらに、「No. 2 トレンチ」、「No. 3 トレンチ」などの位置関係は、以下の2図(甲A75より引用)のとおりである。

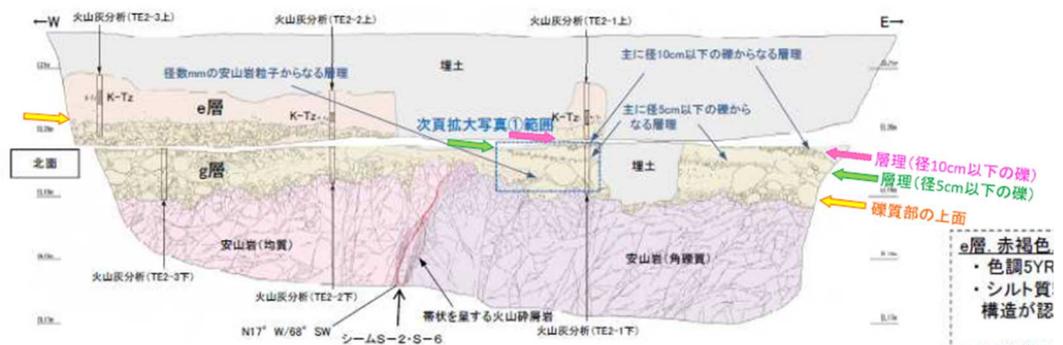


エリア5付近平面図

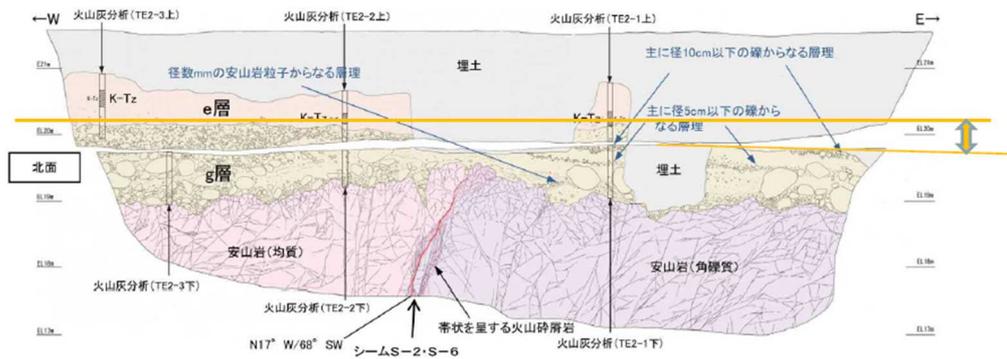


イ そして、下図 (①は甲 A 7 5、②及び③は甲 A 7 0 よりそれぞれ引用) は、「No. 2 トレンチでは…M I S 5 e の海成堆積物である g 層最下部に位置する礫質部の上面及び層理面が、ともに山側 (東側) に向かって緩やかに傾斜している状況」である。

なお、層理面とは、単層と単層の境界面のことであり、単層とは、地層の断面に見られる砂層や泥層などの地層の基本単位のことである (家・石橋ら編「フォトサイエンス地学図録」94頁、岡口「きめる! センター地学 I」95頁等による)。



①



②



③

5 有識者会合のメンバーである廣内教授によれば、上記図の観察結果などから、10cm以下の礫からなる層理の上面が東に傾斜している（西に高くなる）ことが確認できるということである（②、③の橙色の直線が、傾斜していると確認された層理の上面である。）（原告第47準備書面参照）。

10 ウ 一般に、地形が山側から海側に向かって傾斜するのと同様に、敷地近傍の陸域地形は、西側低下の低平な平頂丘陵（へいちょうきゅうりょう）地から成り立っている。そうだとすれば、「S-2・S-6通過位置の海側（西側）の方が高く、山側（東側）が低い特徴」、「エリア4の岩盤上面は、S-2・S-6付近で山側（東側）に向かって傾きを減じる」こと、「No.

2 トレンチでは…M I S 5 e の海成堆積物である g 層最下部に位置する礫質部の上面及び層理面が、ともに山側（東側）に向かって緩やかに傾斜している状況」などのように、S-2・S-6 周辺において、地形、岩盤正面ともに、複数の箇所、その地域の一般的傾向と異なり、海側の方が高まるないし減傾斜する傾向が認められことは、他に河川などの侵食・堆積作用などの合理的な成因も考え難いから、海側（西側）隆起の変動地形であることを意味する。したがって、これらもまた、断層の活動性を示す特徴的な痕跡の一つである。（以上につき、甲 A 7 5 の 2 頁、同 2 9 頁など）。

10 第 3 規制委員会審査会合の経過と現在位置

1 審査会合の経過

平成 2 8 年度第 6 回原子力規制委員会（平成 2 8 年 4 月 2 7 日）において、志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する評価書が報告・受理された後、原子力規制委員会の審査会合は、以下のとおり、開催された。

- 15 (1) 2 0 1 6 年 6 月 1 0 日 新規制基準適合性に係る審査（第 3 6 8 回審査会合）
- (2) 2 0 1 7 年 3 月 1 0 日 新規制基準適合性に係る審査（第 4 5 3 回審査会合）
- (3) 2 0 1 7 年 6 月 2 3 日 新規制基準適合性に係る審査（第 4 7 8 回審査会合）
- 20 (4) 2 0 1 7 年 1 2 月 8 日 新規制基準適合性に係る審査（第 5 3 1 回審査会合）
- (5) 2 0 1 8 年 3 月 2 日 新規制基準適合性に係る審査（第 5 5 3 回審査会合）
- (6) 2 0 1 8 年 7 月 6 日 新規制基準適合性に係る審査（第 5 9 7 回審査会合）
- 25 (7) 2 0 1 8 年 9 月 2 1 日 新規制基準適合性に係る審査（第 6 2 7 回審査会合）

(8) 2019年1月18日 新規制基準適合性に係る審査（第671回審査会合）

(9) 2019年6月14日 新規制基準適合性に係る審査（第728回審査会合）

5 (10) 2019年10月25日 新規制基準適合性に係る審査（第788回審査会合）

(11) 2020年3月13日 新規制基準適合性に係る審査（第849回審査会合）

10 他にも、上記の期間中、2019年3月14日 新規制基準適合性に係る審査（第693回審査会合）、2019年4月23日 新規制基準適合性に係る審査（第708回審査会合）、2019年5月9日 新規制基準適合性に係る審査（第713回審査会合）、2019年6月11日 新規制基準適合性に係る審査（第724回審査会合）、2019年7月9日 新規制基準適合性に係る審査（第742回審査会合）、2019年8月1日 新規制基準適合性に
15 係る審査（第754回審査会合）、2019年12月12日 新規制基準適合性に係る審査（第811回審査会合）、2020年1月23日 新規制基準適合性に係る審査（第824回審査会合）、2020年3月19日 新規制基準適合性に係る審査（第851回審査会合）が行われているが、敷地の地質・地質構造とは関係しない内容である。

20

2 審査会合で出された意見

以上の審査会合で出された意見から、審査の総論部分に関する指摘を一部引用する（甲A83～甲A87。なお、引用発言中の下線は原告ら代理人による。）。以下、【】内は原子力規制委員会、原子力規制庁又は北陸電力の発言者の氏名を示し、（）内の数字は、順に、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会
25 合」等の回数、当該会合等の議事録のページ数を示す。

(1) 新規制基準の内容、運用について

新規制基準については、原告第2準備書面で主張したとおり、重要施設が断層の真上にあつたとしても工学的に耐えられると判断できればよしというような考え方は採用されていないこと、新規制基準の上では、事業者側が後期更新世以降（約12～13万年前以降）に断層が活動していない明確な証拠を提示する必要があることなどが確認的に述べられている。

ア 【内藤調査官】 ちょっと先ほど切り切られの関係でいろいろ議論があつて、これ、多分、ここでこのまま議論しても結論は出ないんだと思うんですけども、我々のスタンスだけちょっと明確にさせていただきたいと思うんですけども、特に耐震重要施設とか重大事故等対処施設の下にあるものについては、これは、今後変位を起こす可能性があるのか、ないのかということが着目しなければいけない形になります。これ、変位を起こすということになると、どのくらい変位するのかわからないので、その部分については建ててはいけないというのが基準の考え方になっていますので、そういう観点でいくと、大局的にこういう方向のものが卓越するから、これで代表できるという、ばくつとした言い方で今後動くことがないということの評価するというのは、我々としてはできないので（453-31。甲A83）

イ 【内藤調査官】 皆さんが今、示されているデータは、見ても、古そうですねというのは我々も理解するんですよ。ただ、じゃあ12～13万年よりも古いものであるということについて、ガイドでも書いてありますけれども、それについて明確な証拠を出してくださいと。それは我々は、3.1.1も含めた反省でこの基準をつくっています。皆さんが説明されているのは、この時代につくられたとしたら整合的ですねということしか説明できていなくて、じゃあ、12～13万年以降に動いたとしたときに、動いていないという証拠にはまだなっていない。我々が求めているのは、この

時代に動いたとするのであれば整合的ですねという結果を求めているわけ、基準では求めているわけではなくて、あくまでも12～13万年以降に活動していないという明確な証拠を示してくださいということを求めています。その部分については、だから、古そうですねということについては理解はするけれども、12～13万年以降に動いていないという明確な証拠にはなっていないので、そこをきちんと出してくださいと、そういうことです。(597-66。甲A84)

ウ 【内藤調査官】感覚論としての部分で古そうですねと理解するけれども、基準に適合しているということに関しては12～13万年以降の活動性がないということの明確な証拠を示すということが基準をクリアする条件ですので、そこをきちんと示していただければと思います。(597-67)

エ 【内藤調整官】言うまでもないんですけども、新規制をつくったときに、炉規法が改正したときに明確化を、炉規法でも明確化して、我々委員会でもそういう発言をしていますし、審査会合でも何回も発言していますけれども、施設の安全を確保する一義的な責任は事業者さんにあるということです。安全を確保する一義的な責任ということについては、じゃあ、どういう状況であるのかということについて、今回の場合ですと、基準の適合性という観点になりますけれども、それは事業者としてどう考えているのかっていう説明責任を負っているということですので、それをしっかり認識していただいて、ちゃんと議論をできる資料をつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。(627-72。甲A85)

(2) 審査における有識者報告書の位置づけについて

また、有識者報告書は、原子力規制委員会の審査会合の審査においても、重要な知見の一つであることが明示されている。

ア 【野田補佐】私はもうシンプルに、ここでは旧A・Bトレンチの情報、

調査結果であったり、有識者報告書の結果というものは使っているかいないか、イエス・オア・ノーで答えていただきたかったんですけども、それはまずここを見ていただいたとおりにないんで、それはノーということだと理解して話を進めますけど、我々は別にデータを拡充したことでありますとか、それに基づいて現存するもので評価するということを否定しているわけではありません。一方で、地質ガイド、先ほどありましたけれども、地質ガイドの中では2点これに関連した記載があります。一つは、既往の資料と異なる見解を採用した場合には、その根拠が明示されていることを確認すると言われてしています。この既往の資料というのは有識者報告書、当然これは該当すると思っております。あともう1点、活断層の活動性を評価する場合には、調査地点の代表性に注意が払われている必要があると言われてしています。この調査地点というのは、上載地層法だけじゃなくて、御社がやられた鉾物脈法も含めてということであると思うんですけど、このS-1を見ると、鉾物脈法もそうですし、上載地層法もやられている中で、御社はこの旧A・Bトレンチに言及することなく、こちらのトレンチであるとか鉾物脈法の評価結果をもって、このS-1については、後期更新世以降の活動はないというふうに説明されているんですけど、少なくとも今日の説明の中では、なぜ旧A・Bトレンチではなくてほかのところの評価で代表できるかという御説明はありませんでした。したがって、私は、この旧A・Bトレンチの位置づけを確認したかったということがございます。そういうことも踏まえて、御社はこの現存するもので評価しますという方針なんですけど、我々とすると、この方針は少し見直しが必要じゃないかと思っております。具体的に申し上げますと、この現存しているものではなくて、有識者報告書での評価ですね。あとは、その評価の根拠となったデータ、こういったものには当然現存しないものも含まれているんですけど、そういったものについても一旦は詳細に御説明いただいた上で、先ほど吉

田さんからも御説明ありましたけれども、今後の課題ですね。これに対し
検討結果、あとはその根拠というものを説明するということが基本方針
であるんじゃないかと考えておりますし、活動性評価につきましては、今、
5 申し上げたことのしっかり全体像でありますとか、あとは地質ガイドで書
かれている私が申し上げた二つの項目ですね。こういったことも含めて論
理構成をしっかりと整理していただいて、御説明いただくということが必要
ではないかと考えておるのんですけど、この点はいかがでしょうか。(59
7-58。甲A83)

イ 【野田補佐】 若干認識に齟齬があると困るので、念のために確認してお
10 きますけれども、有識者報告書の結果というのは、我々審査において重要
な知見の一つとして扱うこととなっております。したがって、今、小
田さんのほうからは、76ページの右下に、そういったデータというもの
はデータ集にありますというお話だったんですけども、私が申し上げた
いのは、単刀直入に言うと、ちゃんとこの本資料の中でそういったデータ
15 を取り上げた上で、先ほど申し上げたとおり、調査地点、活動性評価に当
たつての調査地点の代表性、こういったものを含めて検討結果というもの
を整理して御説明くださいということでもありますので、ただ単に、データ
集にあるからいいですというわけではありませんので、そこだけは念のた
めお伝えしておきます。(597-60)

ウ 【北陸電力】 一つだけ確認をさせていただきたいと思います。例のS-
20 1の旧トレンチのことで、今、御議論ございました。S-1の旧トレンチ
につきましては、これまでずっと審査会合で我々御指摘受けてきましたけ
ども、有識者会合の知見というのは、今回のこの審査において重要な知見
の一つであるという扱いだということで御指摘、ずっといただいてきたか
25 と思っております。まず、この点は基本的に変わっていないと認識してよ
ろしいですか。(788-47。甲A87)

【内藤調整官】（上記の北陸電力の質問に対する回答）規制庁の調整官、内藤ですけれども、もう委員会でもそういう形で判断しているとおり、有識者会合の知見は重要な知見として審査の中で活用するというものについては、そのとおりです。（788-47）

5 エ なお、審査会合ではないが、令和2年1月23日に行われた原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換（令和元年度原子力規制委員会第55回臨時会議）においても、規制委員会の石渡委員から以下の発言があった（甲A88）。

10 (ア) 【石渡委員】ただ、我々の組織ができる前からいわゆる敷地内破砕帯の調査というのが始まっていたわけです。我々の組織はそれを引き継いで、いくつかの発電所の敷地について、外部の有識者の方々にお願いをして、我々も参加をして、敷地内破砕帯の評価というのを、あれは6つの発電所でしたかね。そのうちの1つが御社の志賀原子力発電所でした。そこで御社の場合、活動性が否定できないという結論が出たわけですよ
15 ね。それをひっくり返すということについては、これはやはりそれなりの証拠というのを新しく出していただくしかないわけですよ。ですから、そのところはゼロからの出発ではなくて、むしろある意味マイナスからの出発だったということがあったわけですから、そのところはやはりよくお考えいただいて、それなりの新しいデータというものをき
20 ちんと出していただくということが必要だろうと思っております。（55-22）

(3) 追加調査の有用性について

審査会合において、被告は追加調査を行って、それに基づく説明を行っているところではあるが、特に、S-1断層については、以下の理由から、被告が行っている追加調査の結果が結論に影響しない（または、ほとんど影響しない）ことが指摘されている。

ア 【竹内審査官】 私からは、断層の連続性評価と評価地点の妥当性について、各断層についてコメントさせていただきます。断層の活動性評価を行うに当たって、これまで調査経緯がそれぞれありますので、経緯を踏まえた上で、妥当な位置で評価が行われているかどうかということにコメント
5 いたします。順番に行きます。まずS－1断層の活動性の区間ごとの評価
ですね。資料の107ページをお願いします。この左下にS－1断層の区
間が示されていまして、もう既に議論がありましたので詳細は省きますけ
れども、南東側、この図面では左が北ですので、南東側については活動性
がないということで、有識者会合でも結論されています。ということは、
10 そちらに近い側で新しいデータが出ても、何というか、有効性が低いと。
新しい知見にならないということで、問題は北西側ですね。こちら側でど
れだけ有効なデータが出せているかということになります。今回新しく出
されたデータは、M－12.5”孔の碎屑岩脈、これについては私どもも
一定の評価はいたしますけれども、残念ながら場所的にあまり有効になっ
15 ていないということで、今後有識者会合でも問題になりました北西側の旧
A・Bトレンチに近い辺り、今回で言いますと、岩盤調査坑辺りのところ
で十分に有効なデータを出すことが必要であるということをも指摘し
ておきます。この点はいかがでしょう。（597－67。甲A84）

イ 【竹内審査官】 場所については、今ほど言いましたように、北西側の地
20 域であれば岩盤調査坑でもう一度新しいデータを出されるのもよいです
し、そのほかの何か、ボーリングを掘るなりなんなり、方法は限定しませ
ん。ともかく、北西側の従来問題になっている旧A・Bトレンチに匹敵す
るぐらいの炉に近い位置のところで決定的なデータが必要であるという
ことです。おわかりいただけますでしょうか。（597－69）

ウ 【石渡委員】 あと、これが見つかった場所も、先ほど議論がありました
25 ように、もともと有識者会合でも活動性がないとしていたS－1断層の南

東部の部分にかなり近いところでありまして、原子炉から多分300mぐ
らい離れたところですよ。ですから、そうすると、要するにあまり結論
には影響がなくなってしまうので、そののところをやはり原子炉に近い部
分でこういうものを出していただくということが一番大事なんじゃない
かなと思います。(597-80)

5

エ 【谷審査官】…旧A・Bトレンチとは違う地点の観察だとか、室内試験、
そういった結果に基づいて、そういった比較によって旧A・Bトレンチの
状況を推論して、旧A・Bトレンチの変位・変形が生じていないと評価し
ているということだと思います。今回こういった検討されていることにつ
いては、一つの知見とは考えていますけれども、旧A・Bトレンチの再観
察や追加データの取得が行われていない中で、S-1断層の北西部の活動
性は明確な根拠、明確な証拠によって示すというのが困難だと審査側では
思っています。それで、したがってS-1断層の北西側の評価というもの
については、確実な活動性の評価を行うためには、旧A・Bトレンチがあ
ったところ、それよりもさらに海側において直接的、確実な物証によって
根拠、活動性評価を行っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょ
うか。(788-42。甲A87)

10

15

オ 【谷審査官】今回資料を示していただいている、北側から順に、これは
今後審査を行っていきます。南東から順番にトレンチの評価を行っている
と。先ほど鉾物脈の話、ここでやっています。K-10. 3SWですか。
ここで鉾物脈法をとると。有識者会合でここに書いてあるS-1北西部は
後期更新世以降に逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判
断するという根拠になったA・Bトレンチというのは、さらに北西側なん
です。有識者会合でもえん堤左岸トレンチだとか、こういったトレンチに
ついては活動性がないというふうな評価は行っている状況に対して、動い
ていない、これ今後も評価しますよ。しますけれども、これがどこまで動

20

25

いていないかを増やせるかという程度の問題になってしまっていて、直接A・Bトレンチ、本当の北東側、S-2・S-6と近いところ、ここで本当に動いていないのかというのは、今の実物がないものに対しては、評価できないと考えています。(788-43)

5 カ 【谷審査官】これも繰り返しになってしまいますけれども、旧A・Bトレンチという場所、この北西側、S-2・S-6にすごく近いところにおいて確実な物証がないと、ここでは評価できないと考えています。(788-44)

(4) 評価対象断層を限定したことに関する批判的な意見について

10 当初、被告は審査会合において評価対象断層を限定することを試みた（有識者報告書において、活動性が否定できないとされたS-1断層さえも外していた。）。しかし、主張した直後より、規制庁側から厳しい批判を受けた。その後、約3年間にわたり議論を行った末、被告は当初の主張を改めることとなり、評価対象断層として陸域6本と海域3本が選定されることとなった。
15 ただし、海域の断層については、まだ、今後の審議次第では追加される可能性がある。

ア 【北陸電力】以上のことを踏まえ、黄色枠になりますが、敷地内断層のうち、いずれの断層にも切られていないことから相対的に新しく、断層規模も大きいと判断されるS-2・S-6及びK-2、K-3を活動性評価の代表として選定しました。(453-10。甲A83)

20 イ 【竹内審査官】そのため、次のページ、35ページをお願いします。この図で左側に断層の相互関係が書いてありますが、現在、事業者から示されている断層の新旧関係の整理結果からは、連続性があると判断したこの21断層のうち、重要な安全機能を有する施設の直下にある断層S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8、B-2、K-2、K-4断層
25 については、活動性の評価対象とすべきというふうに考えます。また、S

－ 1 断層につきましても現時点では敷地で最も規模が大きい長い断層として評価されていることから、活動性の評価対象断層とすべきというふうに考えております。(453-19)

ウ 【内藤調査官】 ちょっと先ほど切り切られの関係でいろいろ議論があつて、これ、多分、ここでこのまま議論しても結論は出ないんだと思うんですけども、我々のスタンスだけちょっと明確にさせていただきたいと思うんですけども、特に耐震重要施設とか重大事故等対処施設の下にあるものについては、これは、今後変位を起こす可能性があるのか、ないのかということが着目しなければいけない形になります。これ、変位を起こすということになると、どのくらい変位するのかわからないので、その部分については建ててはいけないというのが基準の考え方になっていますので、そういう観点でいくと、大局的にこういう方向のものが卓越するから、これで代表できるという、ばくつとした言い方で今後動くことがない
ということを評価するというのは、我々としてはできないので(453-
31)

エ 【石渡委員】 今回、断層の代表性ということを気にされて、幾つか代表的な断層を選ぶということにかなり精力を使ってるようなんですが、ただ、御社の敷地内にあるこの主な断層の数というのはそんなに多くはないです
よね。別に全部きちんと検討していただいても構わないんじゃないか
というふうに私には思えるんですけども。ほかのサイトでは何十本もある
サイトもございまして、それぞれ例えばその断層の走向傾斜とかですね、
あるいは貫入岩との関係とか、いろいろなそういう明白な事実をもとにして
グルーピングをして断層を選ぶというようなところもございまして
けれども、それは非常に断層が多いところ、あるいは非常に方向とかそういう
ものがはっきりしているようなところでそういうことをやっているわけ
でして、必ずしもここでそういうことが必要であるかどうかというのは、

はっきりは言えないと思うんですね。むしろ、一つ一つきちんと検討して
いただいたほうがいいのではないかという感じはいたします。(627-
75。甲A85)

(5) 被告側の説明・根拠不足、資料不足などについて

5 審査会合内では、規制庁側から、毎回のように、被告側の説明・根拠不足、
資料不足などが指摘されてきた。代表的なものが、以下の第627回審査会
合でのやりとりである(甲A85)。

ア 【野田補佐】御説明ありがとうございました。私のほうから、まず、個
別ですね、個別論に入る前に総論として、この基準適合性の確認に必要な
10 な情報が、今日御説明いただいた資料の中に明確に記載されているかとい
うところを確認したいんですけど、その前に、今日、木村さんから御説明
いただいたんですけど、冒頭に随分口頭で補足をされてるんですよ。こ
の審査会合で御説明いただく内容は、これもう言うまでもなく、しっかり
まず審査会合資料に記載してもらいたいんですけど、この点いかがですか。

15 (627-58。甲A85)

イ 【野田補佐】じゃあ、変わっているということなんですけど(原告ら代
理人注：前回の会合から陸域の評価対象断層の選定の考え方が変わったこ
とを明らかにした北陸電力の説明を受けたもの)、前回の会合資料では、御
社、評価対象断層の選定の考え方ということで4ページにわたって資料を
20 記載してもらっていたんですけど、今日、木村さんから御説明いただいた
とおり、今日はこの選定の考え方という項目がそもそもなくなってます。
今、吉田さん、考え方変わったということなんですけど、新しい選定の考
え方はどこに記載されているか、これ、場所だけでいいんで、御説明いた
だけますか。(627-59。なお、その後、北陸電力は、記載していない
25 旨回答した。)

ウ 【野田補佐】まずですね、評価全体の考え方が資料中に明示されていな

5 いというのは、この後、さっき木村さん御説明いただいたんですけど、評価対象断層の選定のこれ、導入部であって、その肝心かなめな選定の考え方が書かれていない、その適切性が我々確認できないわけであって、したがって、当然それ以降の検討が適切かどうかということが、これもう困難に近い状況だっということなんですけど、 そういうことを私、説明したいんですけど。(627-60)

10 エ **【野田補佐】** 多分、我々と御社にちょっと認識の不一致があって、御社は多分、考え方をフローで示そうと思っっているんですか。考え方というのは文章で示すものだと思うんですけど、そのフローに対応した文章はどこに書かれてますか。(627-61。なお、その後、北陸電力は、記載していない旨回答した。)

15 オ **【野田補佐】** 繰り返しになるんですけど、評価の考え方、方針が示されていない、これは、今回の新しいものも示されていないくて、前回、我々古い3月にやった会合の考え方に対してコメントをしてるんですけど、正直、これでは何も確認できないんですよ。この間のも記載されていない、考え方も記載、今の新しいのも記載されていない。もう1点確認したいのは、その3月の考え方からどういう方針で今回、新しい考え方、これ、記載されていないんですけど、変えたのか、変更の方針、これ、前回の会合のときははっきりその変更の内容ということで2ページにわたって記載してあったんですけど、その変更の内容はどこか記載されてますか。(627-61。なお、その後、北陸電力は、記載していない旨回答した。)

20 カ **【野田補佐】** 評価の考え方が記載されていないことと同様に、前回会合の指摘を踏まえて、選定の考え方をどういった方針で、どういったプロセスで変更したか、資料中に記載されていなくと、我々、御社が主張されている選定の適切性が確認できません。したがって、こういった評価の考え方、プロセス、あとは変更内容ですね、こういったものが資料中に明確になっ

ていなければ、これ、審査会合で十分な議論を資する資料になっていないと
考えています。整理していただきたい詳細は後ほど個別に指摘しますけ
ど、今後、改めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。(6 2
7-6 2)

5 キ 【内藤調整官】まず、今後の検討というか、資料の構成の話なんですけ
れども、まずは、冒頭、野田からちょっと厳しいコメントをさせていただ
いておりますけれども、御社がどういう考え方で検討を行っているのかっ
ていうのがないと、前提条件が全然わかりませんので、そこを書いていた
だかないと、それぞれがどういう位置づけなのかっていうのが全然わかり
10 ません。どういう位置づけなのかかわからないと、何を確認するのかって
いうのも我々わかりませんので、そこはしっかりやっていただきたいとい
うことです。(6 2 7-7 1)

ク 【内藤調整官】あとは、全体の話になるんですけども、全体的な感想に
なってしまうんですけどね、やっぱり今回の資料というものは、6カ月ぐら
15 いの検討期間があったんですけども、というか、間に個別の断層の評価と
かもやってますので、作業自体はいろいろ発生されてるとは思いますけれ
ども、会合の間隔としては6カ月程度あると。その中で、基準適合に係る
論理構成で、これ基準適合まで行く前のどれを見ればいいのかというところ
ですけれども、そこがしっかりできてないと、そもそも基準適合のところ
20 で抜けがあるという話になってしまいますから、そういった問題なんで
すけれども、そういう論理構成とかですね、論拠とか、エビデンスといった
ものが明確に資料上書いてないというところが多々あるということだと
思ってます。一部は説明不足の部分もあるかとは思いますが、一方
で、先ほどもコメントあったように、論理が飛躍してますという話もあっ
25 たりとかして、行間が大分抜けちゃっていて、事業者さん、北陸電力さん
がどういう思考過程を、思考をされていったのかっていうことについて全

然我々追っていけないという資料構成になってるんだと思います。こういう資料を出されると、我々、こういう、どういうことなんですかって確認をするための会合になってしまっていて、その先の議論が全然できないということになってしまって、これってすごい時間の無駄だし、我々も複数の案件抱えているわけですから、リソースとして非常に無駄な使い方をしてしまっているという状況になってると思いますので、この部分については、きちんとした議論ができるような資料をつくるということで改善をしていただきたいというふうに思います。加えて、これ、今回の説明資料の品質保証の観点なんですけども、1回ヒアリングで確認させていただいた後に、じゃあ、会合に持ち込みますということでした後に、相当の数の修正、誤記の修正等をされています、20カ所を超えるぐらいのものをされています。一方で、まだ我々、修正いっぱいされてきたので、じゃあ、大丈夫かなという観点で目を通すと、まだ修正し切れてない部分も多々あると。例えば、103ページ開いていただいて、例えばこのボーリングコアですけれども、このコアって何のコアなのかが全然わからない。名称が書いていない。あとは、この一番上のところでM-5というボーリングコアで、破砕部を確認した深度っていうのがEL 42mという表の記載になっているんですけれども、じゃあ、それがどこかというところ、ここになるんですけれども、プロットしているところは50m以深になっていると。次の104ページも例としていうと、この一番上の孔はG-7という孔なんですけども、これも破砕部はEL マイナス36.4って書いてあるんですけれども、じゃあ、G-7を見ると、ここになるんですけれども、明らかにプロット点と標高が、ELが違っていると、表に書いてあるものが違っていると。我々も全部見てる、我々、誤記を見つけるのが仕事ではないので、全部チェックしてなくて、これは、ボーリング孔の孔名の一番上のところを見て、あれっていう話なんですけれども。こういった形でデ

一タが適切に示されていないという状況がまだ続いているという状況にあるんだと思ってます。こういうデータがきちんと示されていないものを論拠に議論をしても、適切な議論はできませんので、100%ミスがないということについてはかなり難しいので、ミスがあるということについては、
5 100%ミスなくしてくださいというつもりはないですけれども、ちゃんと議論できるようなミスのない資料というのをきちんと心がけていただきたいというふうに思います。言うまでもないんですけれども、新規制をつくったときに、炉規法が改正したときに明確化を、炉規法でも明確化して、我々委員会でもそういう発言をしますし、審査会合でも何回も発言
10 していますけれども、施設の安全を確保する一義的な責任は事業者さんにあるということです。安全を確保する一義的な責任ということについては、じゃあ、どういう状況であるのかということについて、今回の場合ですと、基準の適合性という観点になりますけれども、それは事業者としてどう考えているのかという説明責任を負っているということですので、それを
15 しっかり認識していただいて、ちゃんと議論をできる資料をつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。(627-72)

ケ 【石渡委員】厳しい意見がいろいろ出ました。普通は、大体回を重ねるごとに充実した説明性のある資料になっていくんですが、今回はやっぱり、これちょっと、これは反省して作り直していただく必要があると思いま
20 す。やはり、原理原則をやっぱりはっきりさせた上で話をするということが大事で、特にこの断層の活動性というようなことを話すときに、例えば破砕部の厚さと活動性というのが関係があるかっていうと、これは多分あんまりないと思うんですね。それは、例えば関係があるというふうに主張されるのであれば、そういうことを実証したような論文をきちんとつけて、
25 まずそのことを説明していただいてから始めていただかないと、こちらとしてはそういう話はあまり聞かないので、そうですかというふうに納得す

5
10
15
20
25

ることはなかなかできないんですよね。内部構造、断層、破碎帯の内部構造を通る活動性っていうようなことも、これほとんど文献なしにどんどん話が進む、この資料の中の構成が、要するにこういうことを我々、科学的な事実に基づいて審査をしているわけで、科学的な研究の成果というのがいろいろあるわけですよね。普通は、だから、そういうものを引用しながら話を進めていくわけですがけれども、御社のこの辺の資料にはほとんど引用がないんですね。自明のことであればいいのかもしれないんですが、先ほどからいろいろ意見が出てますように、必ずしも自明ではないと思うんですね、これらについては。その辺のところはよくお考えいただいでですね。(627-74)

コ 以上の審査会合から4ヶ月近く経過した第671回審査会合においても、資料について同様の指摘を受けている(甲A86)。

【内藤調整官】まず最初に、幾つか今までの担当審査官のほうからもコメントありましたけれども、資料の作り込みの仕方について、ちょっとお願いをしておきたいと思います。具体的に、今日の会合ですと2箇所ほど、過去の会合で説明した話が抜け落ちちゃっていますよねという話と、今の話と、さっきあったトンネル部の構造のところについては、過去に出している資料が入ってきていないとか、そういった話がありますので、そういう議論をするために必要な資料はきちんと入れ込んでいただきたい。これだけのものを机上資料として用意していただいているにもかかわらず、議論のために、今まで議論してきていて重要なポイントの部分が抜けているということについては、やっぱりこれは問題だと思っておりますので、量があればいいという話ではなくて、きちんと議論をするために必要なデータをそろえて提示できているのかどうかという観点で、ちゃんと資料は見直していただきたいと、これはまず資料作成に当たってのお願いというか、ことです。こちらはよろしいでしょうか。(671-50。甲A86)

サ なお、審査会合ではないが、令和2年1月23日に行われた原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換（令和元年度原子力規制委員会第55回臨時会議）においても、規制委員会の更田委員長や石渡委員から以下の発言があった（甲A88）。

5 (ア) 【石渡委員】我々の印象としては、どうもレスポンスが余りよろしくないという感じはするのですよ。（原告代理人注：これは、被告の審査会合の対応についての意見である。）これはもちろん御社の方針次第だとは思いますが、その辺は少し改善の余地があるのではないかなという感じはいつもしております。（55-11。甲A88）

10 (イ) 【更田委員長】更に、活動性の議論の後にはどういう議論になるか、まだまだ地震動についての議論が続いていきますし、それから、地震以外の（ものも）。これ、ほとんどぼやきに近いのですが、活動性の議論というのは調査にも時間が掛かるのでしろうし、それを取りまとめるのにも時間が掛かるのでしろうけれども。石渡委員はレスポンスがとおっしゃっていたのですが、どうなのでしょう、今、ほかの取組というよりは、原子力規制委員会との関係においては、まずとにかく破碎帯の調査にどのくらい重点を置いておられるか、そこに尽きるのだと思うのですけれども。（55-12）

15 (ウ) 【更田委員長】ただ、進行中の審査のディテールを逐一把握しているわけではないのですが、これは北陸電力との関係だけではなくて、調査結果を示して、原子力規制委員会側が不足があると言って、また調査結果を示して、不足があると言って、これがずっと続いている状況というのは余り健康に見えないですね。（55-13）

25 3 審議の現状

(1) 以下に引用したとおり、直近の審査会合（第849回）の審議によれば、

評価対象断層として陸域6本と海域3本が選定され、今後、それらの活動性の評価、さらに、敷地近傍の断層や地質に関する評価へと審議が進むようである。ただし、海域の断層については、今後の審議次第では評価対象断層が追加される可能性がある。

5 同審査会合において北陸電力より提出された、2020年3月13日付け「志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造及び敷地周辺の地質・地質構造 今後の進め方について」(甲A89)にも説明終了の具体的な時期や見通しさえ示されていないことから明らかなおお、審査会合の終了時期は皆目見当がつかない。

10 (2) 第849回審査会合の審議内容(甲A90)

【北陸電力】あと、次、次回以降ですけれども、活動性のほうについて、今回、陸域6本と海域3本を選んで、これに新たなものが加わるかもしれないということはございますけれども、まず、この9本については活動性のほうを御審議いただけるということで、こちらのほうをまずは進めさせていただ
15 いて、こちらのほうと並行しまして、本日のコメントの回答をまた進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(849-49)

【内藤調整官】(上記の北陸電力の質問に対する回答)規制庁調整官の内藤です。敷地のほうの話については、小田さんが言われた形で進めていただければというふうに思います。一方で、敷地周辺の、周辺といつも近傍と言わ
20 れる範囲のものですけれども、こちらのほうも既に準備していただいているとは認識しておりますので、こちら準備でき次第、御説明いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。(849-49)

第4 結語

25 更田委員長の先の発言ではないが、審査会合は不健康、不健全な状態が続いている。すなわち、有識者報告書において、S-1断層、S-2・S-6断層

について活動性が否定できないとの結論が下されたものの、その後の審査会合での主な議論は、評価対象断層の選定についてである。活断層に関する議論の入口部分で著しく停滞しており、現在も、この審査会合の終了時期、最終的な結論の判断時期は、誰も皆目見当がつかない状況である。

5 裁判所は、審査会合において、有識者報告書で示された「今後の課題」について追加調査が速やかに実行され、それを受けて、有識者報告書の結論の根拠やその立論に関する検討、議論が十分に行われるものと想定していたかもしれないが、決してそのようにはなっていない。それは、上記に引用した発言や、3年以上の年月をかけて評価対象断層さえ完全に確定していない審議の結果から明らかである。

10 今日に至るまで、審査会合の議論に十分な進展がみられないのは、原子力規制委員会や原子力規制庁の問題ではない。原子力規制委員会サイドに独自の調査権がなく、事業者側の調査、説明を待たなければならない仕組みとなっていること（しかも、際限なくいつまでも）、そして、何よりも被告のここまでの審査対応の悪さがその原因である。審査の仕組みや被告の今日に至るまでの対応に鑑みれば、これから審査会合や規制委員会における審査のスピードが急に上がることなど、到底想定できるものではない。

15 裁判所は、有識者報告書が出されてから4年が経過した現段階において、被告のどのような主張、立証を待っているのか。そして、いつまで待つのか。近い時期に、有識者報告書を上回る水準の合理的かつ中立的な意見が示される見込みはあるのか。調査や検討のために時間を要すると説明するのみの被告の対応に対し、何ら疑問を抱かずにそれを容認している現状は、審査会合の不健康さをはるかに通り越している。

20 以上を踏まえ、裁判所におかれては、適切かつ迅速な訴訟進行を求めるものである。

以上